

別紙1（参考①）□

□

< 1. 一般コミュニティ助成事業 >

対象となる団体	対象とならない団体
	・市（区）町村全域や市外を対象とするイベントのために組織された団体 ・商業振興を目的とした活動を行っている団体（商工会等）
対象となるもの	対象とならないもの
・建築物に該当しない東屋等（自治体の建築主事等の証明書を添付すること） ・基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る）	・観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの ・個人の利用に留まるもの ・各戸へ配布するもの ・広場の砂場や遊歩道等の整備 ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等） ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等） ・防災目的の備品 ・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等） ・自転車 ・動力の付いた屋台、山車等 ・車両に搭載する目的の備品（無線機等） ・防犯カメラ ・水車 ・PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする） ・ホテル等の育成に関する設備、備品 ・一般調理器具（食器、包丁、箸等） ・医薬品 ・照明器具等のうち、電球のみの整備 ・銃・刀剣類（模造品含む） ・電力申請費等の申請に要する費用